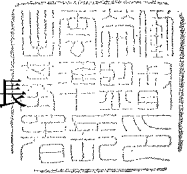


平成30年12月6日

建設業労働災害防止協会島根県支部大田分会長 殿

出雲労働基準監督署長



コンベヤーに係る労働災害防止の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、当署管内の採石場において、ベルトコンベヤーのプーリーとベルトの間に左腕を巻き込まれる労働災害が発生したところです。

同ベルトコンベヤーのプーリー部分には、接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったのにもかかわらず覆いを設けておらず、また、非常の場合に直ちに運転を停止することができる非常停止装置も設けられていなかったものです。

つきましては、今後の同種災害の防止のために、下記事項について会員事業場に対し周知徹底していただきたく、要請いたします。

記

- 1 コンベヤーのプーリーについて、労働者が接触しないための覆い、囲い等の接触防止装置を設けること。（労働安全衛生規則第101条）
- 2 コンベヤーについて、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えること。（労働安全衛生規則第151条の78）
- 3 コンベヤー、その他機械、設備の使用方法等について、リスクアセスメントを実施すること。
- 4 リスクアセスメントの実施に基づき、労働者に対し、機械等の使用方法及び調整作業等の非定常作業等の安全な作業手順を教示し、かつ、日々の作業状況を監視する等により労働者への作業手順の遵守を徹底させること。